

江東区公報

目 次

◎規 則

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(65)	2
江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則(66)	2
江東区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(67)	5
江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(68)	6
江東区理容師法施行条例施行規則及び江東区美容師法施行条例施行規則の一部を改正する規則(69)	12
江東区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則(70)	12
江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(71)	13
江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(72)	14
江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(73)	16
江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(74)	16

◎規 則(教)

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(6)	39
江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則(7)	39
江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(8)	40
江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(9)	41

◎訓 令

江東区役所出張所処務規程(14)	42
江東区役所豊洲特別出張所処務規程(15)	42

◎告 示

第3回区議会定例会の招集について(379)	42
環境学習情報館の臨時休館について(381)	43
建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路位置の指定について(384)	43
保管自転車の処分について(令和7年9月上期)(396)	43
道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表及び道路掘削復旧費徴収単価表の改定について(401)	43
平成21年6月19日江東区告示第147号の一部改正について(402)	49
指定納付受託者の指定について(405)	51
令和7年度高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス予防接種の告示について(406)	51
指定納付受託者の指定について(410)	72
保管自転車の処分について(令和7年9月下旬)(411)	72
指定居宅介護支援事業所の廃止について(412)	72
指定居宅介護支援事業所の指定について(413)	73
指定居宅介護支援事業所の廃止について(414)	73
指定地域密着型サービス事業所の廃止について(415)	73
特定子ども・子育て支援施設等の確認について(416)	73

◎区 議 会

区議会議決事項	74
(令和7年第3回定例会)	

規 則

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月8日

江東区長 大久保 朋 純

◎江東区規則第65号

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成10年3月江東区規則第32号)の一部を次のように改正する。

第25条の3第2項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月12日

江東区長 大久保 朋 純

◎江東区規則第66号

江東区保健所長委任規則の一部を改正する規則

第1条第3号を次のように改める。

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下この号において「法」という。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号。以下この号において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務に関すること。

ア 法第12条第1項(同条第10項において準用する場合を含む。)及び第8項の規定による届出の受理

イ 法第13条第1項及び第2項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理

ウ 法第14条第2項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による届出の受理

エ 法第15条第1項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定

による感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための質問及び調査

オ 法第15条第3項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体若しくは感染症の病原体の提出又は検体の採取に応じるべきことの要求

カ 法第15条第8項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による質問又は調査に応すべきことの命令

キ 法第15条第10項及び第11項の規定(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)による書面による通知及び書面の交付

ク 法第15条の2第1項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検疫所長からの通知に基づく質問及び調査

ケ 法第15条の3第1項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検疫所長からの通知に基づく健康状態の報告の要求及び質問

コ 法第15条の3第2項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による質問及び調査

サ 法第16条第1項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による情報の分析及び公表

シ 法第16条の2第1項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による必要な措置の決定及び協力の要請

- ス 法第16条の3第1項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による検体の提出又は採取の勧告
- セ 法第16条の3第3項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による検体採取の措置
- ソ 法第16条の3第5項及び第6項（法第23条（法第26条において準用する場合を含む。）において、法第44条の9第1項の規定に基づく政令において、法第44条の11第9項、法第45条第3項及び法第49条において準用する場合並びに法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による書面による通知及び書面の交付
- タ 法第17条第1項及び第2項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による健康診断の勧告及び措置
- チ 法第18条第1項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による書面による通知
- ツ 法第18条第3項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による確認請求の受理及び同条第4項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による確認請求に係る者についての確認
- テ 法第18条第5項及び第6項（法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による感染症の診査に関する協議会（以下「協議会」という。）の意見の聴取及び協議会への報告
- ト 法第19条第1項（法第26条において及び法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合並びに法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による入院の勧告
- ナ 法第19条第2項（法第26条において及び法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合並びに法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による説明
- ニ 法第19条第3項及び第5項（法第26条において及び法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合並びに法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による入院の措置
- ヌ 法第19条第7項（法第26条において及び法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合並びに法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による協議会への報告
- ネ 法第20条第1項から第5項まで（法第26条において及び法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合並びに法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による入院の勧告、入院及び入院の期間の延長の措置並びに協議会の意見の聴取
- ノ 法第20条第6項（法第26条において及び法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合並びに法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による説明、職員の指定、意見を述べる機会の付与及び日時等の通知
- マ 法第20条第7項及び第8項（法第26条において及び法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合並びに法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による証拠及び聴取書の受理
- ミ 法第21条（法第26条において及び法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合並びに法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）の規定による患者の移送
- ム 法第22条（法第26条において及び法

第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合並びに法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による退院の措置、病原体の有無の確認の通知の受理、退院請求の受理及び病原体の有無の確認

メ 法第24条第3項第1号(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による協議会への諮問

モ 法第24条の2(法第26条において、法第44条の9第1項の規定に基づく政令において及び法第49条の2において準用する場合並びに法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による苦情の申出の受理、職員の指定、苦情の処理及び処理の結果の通知

ヤ 法第26条の3第1項(法第44条の3の5第6項において、法第44条の9第1項の規定に基づく政令において及び法第50条の6第6項において準用する場合並びに法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体又は感染症の病原体の提出の命令

ユ 法第26条の3第3項(法第44条の3の5第6項において、法第44条の9第1項の規定に基づく政令において及び法第50条の6第6項において準用する場合並びに法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体又は感染症の病原体の収去

ヨ 法第26条の4第1項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体の提出又は採取に応ずべきことの命令

ラ 法第26条の4第3項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体採取の措置

リ 法第27条(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による

感染症の病原体に汚染された場所等の消毒の命令

ル 法第28条(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合並びに法第44条の4において及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除の命令

レ 法第29条第1項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による物件に係る措置の命令

ロ 法第30条第1項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による死体の移動の制限又は禁止

ワ 法第30条第2項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)ただし書の規定による埋葬の許可

ヲ 法第35条第1項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合並びに法第44条の4において及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による立入り、質問及び調査

ン 法第36条第1項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令及び法第50条第5項において準用する場合並びに法第44条の4において及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による書面による通知

あ 法第36条第2項(法第44条の9第1項の規定に基づく政令及び法第50条第5項において準用する場合並びに法第44条の4において及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による書面の交付

い 法第37条(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合、法第8条各項の規定により適用する場合及び法第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による医療費の公費負担の申請の受理及び負担の決定並びに自己負担の認定(法第42条の

規定による療養費の支給の申請の受理及び支給の決定並びに自己負担の認定を含む。)
 う 法第37条の2の規定による結核患者の医療に係る費用の負担の申請の受理及び負担の決定並びに協議会の意見の聴取(法第42条の規定による療養費の支給の申請の受理及び支給の決定を含む。)
 え 法第38条の規定による結核指定医療機関の指定及び結核医療機関に対する指導並びに結核指定医療機関の指定辞退に係る届出の受理及び指定の取消し
 お 法第42条の規定による療養費の支給の申請の受理及び支給の決定
 か 法第43条第1項の規定による結核指定医療機関に対する報告の請求及び検査並びに同条第2項の規定による結核指定医療機関に対する診療報酬の支払の一時差止め
 き 法第44条の3第1項及び第2項の規定による報告及び協力の要請
 く 法第44条の3の2(法第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合及び法第8条第2項又は第3項の規定により適用する場合を含む。)の規定による医療費の公費負担の申請の受理及び負担の決定並びに自己負担の認定(法第44条の3の3の規定による療養費の支給の申請の受理及び支給の決定並びに自己負担の認定を含む。)
 け 法第44条の3の5第3項の規定による検体又は病原体の全部又は一部の受領
 こ 法第44条の3の6の規定による届出の受理
 さ 法第44条の11第1項の規定による検体の提出又は採取の勧告
 し 法第44条の11第3項の規定による検体採取の措置
 す 法第45条第1項及び第2項の規定による新感染症に係る健康診断の勧告及び措置
 せ 法第46条第1項から第4項までの規定(法第49条において準用する場合を含む。)による新感染症の所見がある者の入院の勧告、措置及び期間の延長
 そ 法第46条第5項の規定による説明、職員の指定、意見を述べる機会の付与及び通知並びに同条第6項及び第7項の規定による証拠及び聴取書の受理
 た 法第47条の規定による新感染症の所見

がある者の移送
 ち 法第48条の規定による新感染症の所見がある者の退院の措置、病院の管理者からの意見の聴取、退院請求の受理及び退院請求に係る者についての確認
 つ 法第50条第1項の規定による新感染症に係る消毒その他の措置(法第31条及び法第32条に規定する措置を除く。)
 て 法第50条の2第1項及び第2項の規定による報告及び協力の要請
 と 法第50条の3の規定による医療費の公費負担の申請の受理及び負担の決定並びに自己負担の認定(法第50条の4の規定による療養費の支給の申請の受理及び支給の決定並びに自己負担の認定を含む。)
 な 法第50条の6第3項の規定による検体又は病原体の全部又は一部の受領
 に 法第50条の7の規定による届出の受理
 め 法第53条の2第3項の規定による定期健康診断の実施
 ね 法第53条の7の規定による健康診断実施者からの通報又は報告の受理
 の 法第53条の10の規定による結核患者の居住地を管轄する保健所長への通知
 ま 法第56条第1項の規定による通知の受理
 み 省令第20条の3第3項の規定による結核患者に対する患者票の交付、同条第5項の規定による変更届の受理及び同条第6項の規定による返納された患者票の受理
 む 省令第23条の3第1項及び第2項の規定による書面による通知及び書面の交付
 め 省令第23条の4第1項及び第2項の規定による書面による通知及び書面の交付
 も 省令第26条の2第1項及び第2項の規定による書面による通知及び書面の交付
 や 省令第26条の3第1項及び第2項の規定による書面による通知及び書面の交付
 第2条中「同号キ、同号ヨ」を「同号サ、同号ね」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月12日

江東区長 大久保 朋果
 ⑥江東区規則第67号

江東区新型インフルエンザ等対策本部条例
施行規則の一部を改正する規則

江東区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成25年4月江東区規則第50号)の一部を次のように改正する。

別表中「同防災課長」を「同防災計画課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月29日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第68号

江東区子どもの医療費の助成に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則(平成4年12月江東区規則第62号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に、「別記第3号の2様式」を「別記第2号の2様式」に、「別記第3号の3様式」を「別記第2号の3様式」に、「別記第4号様式」を「別記第3号様式」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第7条第1項中「別記第5号様式」を「別記第4号様式」に改める。

第9条第1項中「別記第6号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第4項中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に、「別記第8号様式」を「別記第7号様式」に改める。

第10条第1項中「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に改める。

第11条第1項中「別記第10号様式」を「別記第9号様式」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第5条関係)

(表)

① 医療証						
負担者番号						
受給者番号						△
子ども	氏名					
	生年月日 年 月 日生					
保護者	住所					
	氏名					
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで				
上記の者は、江東区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を江東区が助成するものであることを証明する。						
江東区長						
交付年月日		年 月 日				

(裏)

御注意						
1	この制度による診療をお受けになるときは、取扱病院、診療所又は薬局(以下「病院等」という。)の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と資格確認書と一緒に提出してください。					
2	入院の場合は食事標準負担額をお支払いください。					
3	高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証を提示してください。					
4	この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。 都外の病院等では使えません。					
5	都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、下記の窓口に医療費の支給を申請してください。					
6	受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。					
7	氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口にこの証を添えて届け出してください。					
8	この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。					
9	偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。					
〔問い合わせ先〕 江東区 部 課 係 直通電話 ()						

別記第2号様式の次に次の2様式を加える。

別記第2号の2様式(第5条関係)

(表)

医 療 証						
負担者番号						
受給者番号						△
子 ど も	氏 名					
	生年月日	年 月 日生				
保 護 者	住 所					
	氏 名					
有効期間	年 月 日から					
	年 月 日まで					
上記の者は、江東区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を江東区が助成するものであることを証明する。						
江 東 区 長						
交付年月日	年 月 日					

(裏)

御 注 意

- この制度による診療をお受けになるときは、取扱病院、診療所又は薬局(以下「病院等」という。)の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と資格確認書と一緒に提出してください。
- 入院の場合は食事標準負担額をお支払ください。
- 高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受けるか、限度額適用認定証を提示してください。
- この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。
都外の病院等では使えません。
- 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、下記の窓口に医療費の支給を申請してください。
- 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。
- 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口にこの証を添えて届け出してください。
- この証を破ったり、汚したり、又は失つたりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
- 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

[問い合わせ先]
 江東区 部 課 係
 直通電話 ()

別記第2号の3様式(第5条関係)

(表)

医療証						
負担者番号						
受給者番号						
子ども	氏名					
	生年月日	年 月 日生				
保護者	住所					
	氏名					
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで					
上記の者は、江東区子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を江東区が助成するものであることを証明する。						
江東区長						
交付年月日	年 月 日					

(裏)

御注意	
1 この制度による診療をお受けになるときは、取扱病院、診療所又は薬局(以下「病院等」という。)の窓口において、電子資格確認を受ける場合はこの証を、電子資格確認を受けない場合はこの証と資格確認書と一緒に提出してください。 2 入院の場合は食事標準負担額をお支払ください。 3 高額療養費が支給される場合は、電子的確認を受ける、限度額適用認定証を提示してください。 4 この証は、都内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。 都外の病院等では使えません。 5 都外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診するときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書を添付して、下記の窓口に医療費の支給を申請してください。 6 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返しください。 7 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、下記の窓口にこの証を添えて届け出してください。 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。 9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。	
[問い合わせ先] 江東区 部 課 係 直通電話 ()	

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第5条関係)

第 号
年 月
月 日
様

江東区長

医療証交付申請却下決定通知書

年 月 日付申請のありました医療証の交付について審査しましたが、下記の理由により子どもに係る医療費の助成の対象となりませんので通知します。なお、資格を取得するためには再度、医療証交付申請書兼現況届を提出していただく必要があります。

記

理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で江東区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。
- 2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴え提起することができなくなります。)。

【問合せ先】

別記第3号の2様式及び別記第3号の3様式を削る。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第7条関係)

医療証再交付申請書

年 月 日

江東区長殿

保護者住所 江東区

TEL

保護者氏名

下記の理由により、子ども医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。
記

子ども1	受給者番号		乳・子・青	生年月日	年 月 日
	氏 名				

子ども2	受給者番号		乳・子・青	生年月日	年 月 日
	氏 名				

子ども3	受給者番号		乳・子・青	生年月日	年 月 日
	氏 名				

申請理由 1 なくした 2 破いた 3 汚した

4 その他()

別記第5号様式(第9条関係)

子ども医療助成費支給申請書

氏名(患者名)				生年月日(西暦)	年 月 日								
振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合			支店	預金種別	普通預金							
				出張所	口座番号								
	金融機関コード	店番号	口座名義(カタカナ) ※お子様と同居している保護者の名義に限ります。 ※姓と名の間はスペースを空けてください。										
西暦	年	月	日										
江東区長殿													
住所 江東区													
電話 ()													
保護者氏名													

別記第6号様式を削り、別記第7号様式を別記第6号様式とし、別記第8号様式から別記第10号様式までを1様式ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則別記第3号様式、別記第3号の2様式及び別記第3号の3様式による医療証で現に効力を有するものは、その有効期間に限り、この規則による改正後の別記第2号様式、別記第2号の2様式及び別記第2号の3様式による医療証とみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区理容師法施行条例施行規則及び江東区美容師法施行条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月29日

江東区長 大久保 朋果

◎江東区規則第69号

江東区理容師法施行条例施行規則及び江東区美容師法施行条例施行規則の一部を改正する規則

(江東区理容師法施行条例施行規則の一部改正)

第1条 江東区理容師法施行条例施行規則(平成24年3月江東区規則第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「、同条第27項」を「、同条第28項」に、「及び同条第28項」を「及び同条第29項」に改める。

(江東区美容師法施行条例施行規則の一部改正)

第2条 江東区美容師法施行条例施行規則(平成24年3月江東区規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「、同条第27項」を「、同条第28項」に、「及び同条第28項」を「及び同条第29項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

江東区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月29日

江東区長 大久保 朋果

◎江東区規則第70号

江東区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則

江東区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則（平成12年3月江東区規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式、別記第5号様式、別記第11号様式、別記第13号様式及び別記第14号様式の規定中

「2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、提起することができます。

なお、次の各号のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

「2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合

は、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月29日

江東区長 大久保 朋果

◎江東区規則第71号

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年3月江東区規則第4号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項各号列記以外の部分中「2分の1日」を「2分の1日」とし、第6号に掲げる期間にあっては3分の1日」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）をしている会計年度任用職員として在職した期間

第23条第3項中「育児休業法第19条第1項に規定する」を削る。

第23条の2第1項各号列記以外の部分中「第8号」を「第6号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第9号」に、「未満」を「（第6号に掲げる期間にあっては3分の2日）未満」に改め、同項中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 部分休業をしている会計年度任用職員として在職した期間

第23条の2第3項中「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「部分休業」に改め、同条第4項中「介護休暇」の次に「又は部分休業」を、「ついで、」の次に「それぞれ」を、「勤務しない時間を」の次に「それぞれ」を加え、同条第5項中「又は部分休業」及び「それぞれ」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月29日

江東区長 大久保 朋 純

◎江東区規則第72号

江東区職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の期末手当に関する規則(昭和50年3月江東区規則第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「及び第1号」を「から第12号まで」に改め、同項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「育児部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

第4条第5項中「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」を「育児部分休業」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第5条の3関係）

一時差止処分書

年 月 日

殿

（一時差止処分者）

江東区職員の給与に関する条例 第27条の3第1項
第27条の3第1項 (同条例第27条の4第5項

において準用する場合を含む。) の規定に基づき、期末手当
期末手当及び勤勉手当 の支給を一
時差し止めます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由にに対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付したこの規則による改正前の江東区職員の期末手当に関する規則別記第2号様式は、この規則による改正後の江東区職員の期末手当に関する規則別記第2号様式とみなす。

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月29日

江東区長 大久保 朋 純

◎江東区規則第73号

江東区職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区職員の勤勉手当に関する規則(昭和54年3月江東区規則第13号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項各号列記以外の部分中「及び第11号」を「から第12号まで」に、「第16号」を「第17号」に改め、同項中第19号を第20号とし、第12号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「育児部分休業」という。)をしている職員として在職した期間

第3条の2第5項中「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。)」を「育児部分休業」に改め、同条第6項中「、介護休暇」の次に「又は育児部分休業」を、「については、」の次に「それぞれ」を加え、「育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、」を「育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあっては」に、「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあっては」に、「合計した時間を勤務時間条例」を「それぞれ合計した時間を勤務時間条例」に改め、同条第7項中「、子育て部分休暇又は部分休業」を「又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月29日

江東区長 大久保 朋 純

◎江東区規則第74号

江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和32年7月江東区規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記第22号様式から別記第32号様式までを次のように改める。

別記第22号様式(第24条関係)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

第16条第1項

江東区職員の退職手当に関する条例 第18条第1項第1号 の規定に基づき、一般の
第18条第1項第2号

退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わない
こととします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起
算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6か月以内に、江東
区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は となります)、処分の取消
しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日から6か月
以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起するこ
とができないなります)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3
か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日
から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求
に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年
を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

記

金

円

処分前の一般の退職手当等の額	円
処分後に支払われる一般の退職手当等の額	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日)	年 月 日	
(退職時の所属)		
(退職時の役職名)	(退職時の給料月額) (給料表 級 号給)	円
(支給制限処分の理由)		
(江東区職員の退職手当に関する条例第16条第1項に規定する事情に關し勘査した内容についての説明)		

備考

- 本文中空白の部分には、訴訟において江東区を代表する者を記載すること。
- 勤続期間とは、江東区職員の退職手当に関する条例第11条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 不要の文字は抹消すること。

別記第23号様式(第24条関係)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

江東区職員の退職手当に関する条例 第18条第1項第3号 の規定に基づき、一般の
第18条第2項
退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わない
こととします。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求することができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

記

金

円

処分前的一般の退職手当等の額	円
処分後に支払われる一般の退職手当等の額	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	
(退職時の所属)		
(退職時の役職名)	(退職時の給料月額) 円 (級 級 級 級)	
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)		
(江東区職員の退職手当に関する条例第16条第1項に規定する事情に關し勘案した内容についての説明)		

備考

- 本文中空白の部分には、訴訟において江東区を代表する者を記載すること。
- 勤続期間とは、江東区職員の退職手当に関する条例第11条第1項に規定する勤続期間をいう。
- 不要の文字は抹消すること。

別記第24号様式(第25条関係)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

江東区職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定に基づき、一般の退職手当等の支払を差し止めます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1)に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は(2)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	年 月

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の役職名)	(退職時の給料月額) 円 (級給料表 級号給)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支払われます。</p> <ol style="list-style-type: none">1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)であって、江東区職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、その判決が確定した日から6か月を経過した場合3 この処分を行った者が、この処分の後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考

- 1 本文中(1)にはこの処分を行った退職手当管理機関名を、(2)には訴訟において江東区を代表する者を記載すること。
- 2 勤続期間とは、江東区職員の退職手当に関する条例第11条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記第25号様式(第25条関係)

退職手当支払差止め処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

江東区職員の退職手当に関する条例第17条第2項第1号の規定に基づき、一般的退職手当等の支払を差し止めます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求することができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1)に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は(2)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(退職した者の氏名)

(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)	年 月
(退職年月日)	年 月 日		

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の役職名)	(退職時の給料月額) 円 (級給料表 級号給)
(一般の退職手当等を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条:)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支払われます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、江東区職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、江東区職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合(ただし、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他この処分を取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。) 4 この処分を行った者が、この処分の後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合 	

備考

- 1 本文中(1)にはこの処分を行った退職手当管理機関名を、(2)には訴訟において江東区を代表する者を記載すること。
- 2 勤続期間とは、江東区職員の退職手当に関する条例第11条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記第26号様式(第25条関係)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

江東区職員の退職手当に関する条例第17条第2項第2号の規定に基づき、一般の退職手当等の支払を差し止めます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1)に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は(2)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(退職をした者の氏名)

(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)	年 月
(退職年月日)	年 月 日		

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の役職名)	(退職時の給料月額) 円 (級給) (級給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支払われます。</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、江東区職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に起訴されることなく、かつ、江東区職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合(ただし、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に現に逮捕されているときその他この処分を取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。) この処分を行った者が、この処分の後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合 	

備考

- 本文中(1)にはこの処分を行った退職手当管理機関名を、(2)には訴訟において江東区を代表する者を記載すること。
- 勤続期間とは、江東区職員の退職手当に関する条例第11条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記第27号様式(第25条関係)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

江東区職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定に基づき、一般の退職手当等の支払を差し止めます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求することができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(1)に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は(2)となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

(退職をした者の氏名)			
(採用年月日)		年 月 日	
(退職年月日)		年 月 日	(勤続期間)
			年 月

(裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の役職名)	(退職時の給料月額) 円 (級給) (級給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支払われます。 1 この処分を受けた者が江東区職員の退職手当に関する条例第18条第2項の規定に基づく処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 2 この処分を行った者が、この処分の後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

備考

- 本文中(1)にはこの処分を行った退職手当管理機関名を、(2)には訴訟において江東区を代表する者を記載すること。
- 勤続期間とは、江東区職員の退職手当に関する条例第11条第1項に規定する勤続期間をいう。

別記第28号様式(第26条関係)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

江東区職員の退職手当に関する条例 第19条第1項第1号 第19条第1項第2号 の規定に基づき、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

金

円

既に支払われた一般の退職手当等の額	円
江東区職員の退職手当に関する条例第19条第1項の規定により控除される失業者退職手当額	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(江東区職員の退職手当に関する条例第16条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に關し勘案した内容についての説明)

備考

- 1 本文中空白の部分には、訴訟において江東区を代表するものを記載すること。
- 2 不要の文字は抹消すること。

別記第29号様式(第26条関係)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

江東区職員の退職手当に関する条例 第19条第1項第3号 の規定に基づき、既に支
第20条第1項
払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

金

円

既に支払われた一般の退職手当等の額	円
江東区職員の退職手当に関する条例 第19条第1項 第20条第1項 の規定により控除される失業者退職手当額	円

(裏面)

(退職した者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(江東区職員の退職手当に関する条例第16条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考

- 1 本文中空白の部分には、訴訟において江東区を代表する者を記載すること。
- 2 不要の文字は抹消すること。

別記第30号様式（第27条関係）

（表）

江東区職員の退職手当に関する条例第21条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

下記の退職をした者に係る一般の退職手当等が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、江東区職員の退職手当に関する条例第21条第1項の規定により通知します。

この通知をした機関は、この通知が到達した日から6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

記

（退職をした者の氏名）

（退職手当の受給者の氏名）

(裏)

既に支払われた一般の退職手当等の額	円
江東区職員の退職手当に関する条例第21条第1項の規定により控除される失業者退職手当額	円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

別記第31号様式(第28条関係)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

第21条第1項

江東区職員の退職手当に関する条例 第21条第2項 の規定に基づき、退職手当の受
第21条第3項給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を
命じます。なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起
算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6か月以内に、江東
区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は となります。)、処分の取
消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日から6か
月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起するこ
とができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知
った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審
査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から
1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

金

円

既に支払われた一般の退職手当等の額	円
江東区職員の退職手当に関する条例 第21条第2項 第21条第3項 の規定により控除される失業者退職手当額	円

(裏面)

(退職した者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)

(江東区職員の退職手当に関する条例第16条第1項及び第21条第6項に規定する事情に關し勘案した内容についての説明)

備考

- 1 本文中空白の部分には、訴訟において江東区を代表する者を記載すること。
- 2 不要の文字は抹消すること。

別記第32号様式(第28条関係)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)

江東区職員の退職手当に関する条例 第21条第4項 の規定に基づき、退職手当の
 第21条第5項 受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付
 を命じます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

記

金

円

既に支払われた一般の退職手当等の額	円
江東区職員の退職手当に関する条例 第21条第4項 第21条第5項 の規定により控除される失業者退職手当額	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(納付命令の理由)

(江東区職員の退職手当に関する条例第16条第1項及び第21条第6項に規定する事情に關し勘案した内容についての説明)

備考

- 1 本文中空白の部分には、訴訟において江東区を代表する者を記載すること。
- 2 不要の文字は抹消すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に通知したこの規則による改正前の江東区職員の退職手当に関する条例施行規則別記第22号様式から別記第32号様式までの様式は、この規則による改正後の江東区職員の退職手当に関する条例施行規則別記第22号様式から別記第32号様式までの様式とみなす。

規 則 (教)

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月24日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一郎

教育委員 安部 敏啓

◎江東区教育委員会規則第6号

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第30条の3第2項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりに」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月24日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一郎

教育委員 安部 敏啓

◎江東区教育委員会規則第7号

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「及び第11号」を「から第12号まで」に改め、同項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第5条第5項中「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」を「育児部分休業」に改める。別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第9条関係)

一時差止処分書

年 月 日

殿

(一時差止処分者)

第29条第1項

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例 第29条第1項(同条例第30条第5項において準用する場合を含む。)

の規定に基づき、期末手当 期末手当及び勤勉手当 の支給を一時差し止めます。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に江東区長に対して審査請求することができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に江東区教育委員会に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日から6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区教育委員会となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付したこの規則による改正前の江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則別記第2号様式は、この規則による改正後の江東区立幼稚園教育職員の期末手

当に関する規則別記第2号様式とみなす。

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月24日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一郎

教育委員 安部 敏啓

◎江東区教育委員会規則第8号

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「及び第1号」を「から第12号まで」に、「第15号」を「第16号」に改め、同項中第18号を第19号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

（12）育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

第5条第5項中「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）」を「育児部分休業」に改め、同条第6項中「、介護休暇」の次に「又は育児部分休業」を、「については、」の次に「それぞれ」を加え、「育児短時間勤務職員等として在職した期間にあっては、」を「育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護休暇により勤務しない期間にあっては」に、「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間にあっては、」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護休暇又は育児部分休業により勤務しない期間にあっては」に、「合計した時間を勤務時間条例」を「それぞれ合計した時間を勤務時間条例」に改め、同条第7項中「、子育て部分休暇又は部分休業」を「又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月24日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一郎

教育委員 安部 敏啓

◎江東区教育委員会規則第9号

江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

江東区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年9月江東区教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項第1号中「8月24日」を「8月31日」に改め、同条第3項を削る。

第22条第1項第1号中「8月28日」を「8月31日」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の2第3項を削る改正規定及び第22条第2項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

訓

令

告

示

◎江東訓令甲第14号

府中一般
出張所

江東区役所出張所処務規程(昭和40年4月江東区訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

令和7年9月12日

江東区長 大久保 朋果

第1条第9号中「の交付等」を削り、同条第10号中「被保険者証」を「資格確認書等」に改める。

◎江東訓令甲第15号

府中一般
出張所

江東区役所豊洲特別出張所処務規程(平成27年9月江東区訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

令和7年9月12日

江東区長 大久保 朋果

第3条の表住民係の部9の項中「の交付等」を削り、同部10の項中「被保険者証」を「資格確認書等」に改める。

◎江東区告示第379号

下記事件につき、令和7年第3回江東区議会定例会を9月17日に招集する。

令和7年9月9日

江東区長 大久保 朋果
記

- 1 令和6年度決算に基づく江東区健全化判断比率について
- 2 令和6年度江東区一般会計歳入歳出決算
- 3 令和6年度江東区国民健康保険会計歳入歳出決算
- 4 令和6年度江東区介護保険会計歳入歳出決算
- 5 令和6年度江東区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- 6 令和7年度江東区一般会計補正予算(第2号)
- 7 負担付贈与の受入れについて
- 8 芭蕉記念館の指定管理者の指定について
- 9 深川江戸資料館の指定管理者の指定について
- 10 中川船番所資料館の指定管理者の指定について
- 11 総合区民センターの指定管理者の指定について
- 12 文化センターの指定管理者の指定について
- 13 地域文化センターの指定管理者の指定について
- 14 江東公会堂の指定管理者の指定について
- 15 区民体育館の指定管理者の指定について
- 16 区営運動場の指定管理者の指定について
- 17 夢の島総合運動場の指定管理者の指定について
- 18 区営プールの指定管理者の指定について
- 19 保育所の指定管理者の指定について
- 20 児童館の指定管理者の指定について
- 21 子ども家庭支援センターの指定管理者の指定について
- 22 こども発達センターの指定管理者の指定について
- 23 障害者通所支援施設の指定管理者の指定について
- 24 リバーハウス東砂の指定管理者の指定について
- 25 健康センターの指定管理者の指定について
- 26 区立都市公園の指定管理者の指定について
- 27 児童・高齢者総合施設の指定管理者の指定

- について
 2 8 老人福祉センターの指定管理者の指定について
 2 9 南砂緑道公園改修工事請負契約
 3 0 議決を得た契約の契約変更について（緑橋架替工事（その1）請負契約）
 3 1 議決を得た契約の契約変更について（江東区江東公会堂改修工事請負契約）
 3 2 議決を得た契約の契約変更について（江東区江東公会堂電気設備改修工事請負契約）
 3 3 議決を得た契約の契約変更について（江東区江東公会堂機械設備改修工事請負契約）
 3 4 議決を得た契約の契約変更について（江東区スポーツ会館改修工事請負契約）
 3 5 備蓄用リゾット供給契約
 3 6 災害備蓄用カップ付きキャミソール供給契約
 3 7 災害備蓄用真空下着セット供給契約
 3 8 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
 3 9 江東区一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
 4 0 江東区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 4 1 江東区営住宅条例の一部を改正する条例
 4 2 江東区高齢者住宅条例の一部を改正する条例
 4 3 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第381号

江東区環境学習情報館条例（平成18年12月江東区条例第54号）第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり休館する。

令和7年9月9日

江東区長 大久保 朋 果

1 休館する施設

名 称	位 置
江東区環境学習情報館	江東区潮見一丁目29番7号

2 休館日

令和7年9月14日（日）

3 理由

電気設備点検のため

◎江東区告示第384号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第4

2条第1項第4号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和7年9月11日

江東区長 大久保 朋 果

1 指定に係る道路の種類

法第42条第1項第4号の規定による道路

2 指定の年月日

令和7年9月11日

3 指定に係る道路の位置

江東区北砂五丁目385番9、385番10、385番11、385番11先、143番2の一部

4 指定に係る道路の延長及び幅員

延長 87.169m 幅員 10.00m

延長 91.157m 幅員 6.00m

◎江東区告示第396号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和7年9月24日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第401号

江東区道路占用規則（昭和52年9月江東区規則第45号）第17条の規定に基づき定めた、道路掘さく復旧工事監督事務費徴収単価表及び道路掘さく復旧費徴収単価表（令和6年9月江東区告示第347号）の全部を別紙のとおり改正し、令和7年10月1日から施行する。ただし、同日前に掘さく復旧面積又は掘さく復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

令和7年9月29日

江東区長 大久保 朋 果

自費復旧の場合における道路掘さく復旧工事監督事務費徴収単価表

上段 ･･ ･･ ･･ ･･ ･･ ･･ ･･ 猛間単価
下段 ･･ ･･ ･･ ･･ ･･ ･･ ･･ 夜間単価

歩 車 道 別	工 種	単 位	徴 収 単 価 (円)			摘要
			A	B	C	
車道	1 車道舗装20型	m ²	1,830 2,410	1,360 1,780	610 690	
"	2 車道舗装25型	m ²	3,430 4,630	2,530 3,410	910 1,020	
"	3 車道舗装40型	m ²	4,440 5,990	3,290 4,410	1,250 1,420	
"	4 車道舗装55型	m ²	5,580 7,420	4,130 5,460	1,740 1,970	
"	5 車道舗装60型	m ²	6,430 8,450	4,750 6,220	2,020 2,220	
"	6 車道舗装70型	m ²	7,770 10,130	5,740 7,460	2,520 2,740	
"	7 車道舗装85型	m ²	8,950 11,730	6,620 8,630	2,970 3,300	
"	8 車道舗装60型(改質II)	m ²	6,510 8,540	4,820 6,280	2,080 2,280	
"	9 車道舗装70型(改質II)	m ²	7,810 10,170	5,770 7,480	2,540 2,770	
"	10 車道舗装85型(改質II)	m ²	8,990 11,760	6,650 8,660	3,000 3,320	
"	11 車道舗装60型(低騒音)	m ²	6,680 8,720	4,940 6,420	2,200 2,400	
"	12 車道舗装70型(低騒音)	m ²	7,980 10,350	5,900 7,620	2,660 2,890	
"	13 アスコン5型	m ²	530 670	390 490	200 220	
"	14 アスコン10型	m ²	2,420 3,290	1,790 2,420	590 650	
"	15 アスコン15型	m ²	2,830 3,750	2,090 2,760	820 880	
"	16 アスコン20型	m ²	3,580 4,720	2,650 3,470	1,070 1,150	
"	17 アスコン25型	m ²	4,120 5,380	3,050 3,960	1,280 1,370	
"	18 アスコン35型	m ²	5,460 7,050	4,040 5,190	1,780 1,890	
"	19 アスコン25型(改質II)	m ²	4,200 5,460	3,110 4,020	1,340 1,430	
"	20 アスコン35型(改質II)	m ²	5,500 7,090	4,060 5,220	1,810 1,920	
"	21 アスコン25型(低騒音)	m ²	4,370 5,640	3,230 4,150	1,460 1,550	
"	22 アスコン35型(低騒音)	m ²	5,670 7,270	4,190 5,350	1,920 2,040	
"	23 路盤工30型	m ²	2,050 2,730	1,510 2,010	680 800	
"	24 路盤工35型	m ²	2,340 3,110	1,730 2,290	750 880	
"	25 路盤工40型	m ²	2,780 3,710	2,050 2,730	940 1,110	
"	26 砕石舗装	m ²	180 250	130 180	130 170	
"	27 車道路盤先行板舗装	m ²	5,280 7,120	3,910 5,240	1,610 1,880	
歩道	28 歩道舗装10型(非透水)	m ²	1,170 1,560	870 1,150		B. C 共通
"	29 歩道舗装19型(透水)	m ²	1,900 2,530	1,410 1,860		"
"	30 アスコン3型(非透水)	m ²	450 580	330 420		"

自費復旧の場合における道路掘さく復旧工事監督事務費徴収単価表

上段 · · · · · 普通単価
下段 · · · · · 夜間単価

歩 車 道 別	工 種	単 位	徴 収 単 価 (円)			摘 要
			A	B	C	
歩道	31 アスコン4型(透水)	m ²	480 630	360 460		B, C 共通
"	32 コンクリート平板舗装	m ²	2,610 3,210	1,930 2,360		"
"	33 インターロッキング舗装(非透水)	m ²	2,400 2,970	1,690 2,100		"
"	34 インターロッキング舗装(透水)	m ²	2,880 3,610	2,050 2,560		"
"	35 乗入れ舗装30型(セメコン)	m ²	3,690 5,230	2,730 3,850		"
"	36 乗入れ舗装40型(セメコン)	m ²	4,510 6,380	3,340 4,700		"
"	37 セメコン1.5型(乗入れ)	m ²	1,020 1,560	750 1,150		"
"	38 セメコン2.0型(乗入れ)	m ²	1,260 1,940	930 1,430		"
"	39 乗入れ舗装3.5型(アスコン)	m ²	3,690 4,990	2,730 3,670		"
"	40 乗入れ舗装50型(アスコン)	m ²	5,310 7,030	3,920 5,180		"
"	41 アスコン5型(乗入れ)	m ²	550 680	410 500		"
"	42 アスコン1.5型(乗入れ)	m ²	1,310 1,590	960 1,170		"
"	43 乗入れ舗装30型(インターロッキング)	m ²	3,970 5,160	2,850 3,700		"
"	44 乗入れ舗装3.5型(インターロッキング)	m ²	4,260 5,550	3,070 3,980		"
"	45 歩道路盤先行板舗装	m ²	1,910 2,530	1,410 1,860		"
その他	46 街きよ	m	5,560 6,930	4,110 5,100	3,270 3,910	
"	47 L形・U形側溝	m	3,430 4,710	2,540 3,470		B, C 共通
"	48 歩道止石	m	2,240 3,140	1,660 2,310		"
"	49 境石	m	1,560 2,190	1,150 1,610		"
"	50 植樹帯縁石	m	1,690 2,310	1,250 1,700		"
"	51 中央帯縁石	m	3,540 4,960	2,620 3,650	2,130 2,950	
"	52 区画線	m	60 80	50 60		B, C 共通

道路掘さく復旧費徴収単価表

上段 ······ 昼間単価
下段 ······ 夜間単価

歩 車 道 別	工 種	単 位	徴収単価 (円)			摘要
			A	B	C	
車道	1 車道舗装20型	m ²	36,698 48,251	27,131 35,509	12,240 13,778	
"	2 車道舗装25型	m ²	68,542 92,531	50,673 68,105	18,262 20,498	
"	3 車道舗装40型	m ²	88,976 119,727	65,716 88,102	24,960 28,364	
"	4 車道舗装55型	m ²	111,589 148,473	82,516 109,265	34,756 39,382	
"	5 車道舗装60型	m ²	128,596 169,091	95,084 124,429	40,385 44,411	
"	6 車道舗装70型	m ²	155,345 202,636	114,862 149,116	50,324 54,764	
"	7 車道舗装85型	m ²	179,007 234,502	132,360 172,571	59,367 65,924	
"	8 車道舗装60型(改質II)	m ²	130,276 170,760	96,327 125,662	41,564 45,589	
"	9 車道舗装70型(改質II)	m ²	156,120 203,411	115,440 149,684	50,880 55,320	
"	10 車道舗装85型(改質II)	m ²	179,782 235,287	132,938 173,149	59,902 66,480	
"	11 車道舗装60型(低騒音)	m ²	133,647 174,338	98,825 128,302	43,909 48,022	
"	12 車道舗装70型(低騒音)	m ²	159,502 206,989	117,938 152,324	53,225 57,753	
"	13 アスコン5型	m ²	10,560 13,440	7,811 9,884	4,004 4,309	
"	14 アスコン10型	m ²	48,458 65,804	35,836 48,425	11,749 12,949	
"	15 アスコン15型	m ²	56,531 74,902	41,804 55,113	16,331 17,651	
"	16 アスコン20型	m ²	71,596 94,396	52,931 69,469	21,316 22,985	
"	17 アスコン25型	m ²	82,396 107,553	60,927 79,156	25,647 27,382	
"	18 アスコン35型	m ²	109,145 141,098	80,705 103,833	35,596 37,756	
"	19 アスコン25型(改質II)	m ²	84,065 109,222	62,160 80,378	26,825 28,560	
"	20 アスコン35型(改質II)	m ²	109,920 141,873	81,273 104,411	36,142 38,302	
"	21 アスコン25型(低騒音)	m ²	87,447 112,800	64,658 83,018	29,160 31,004	
"	22 アスコン35型(低騒音)	m ²	113,302 145,451	83,782 107,040	38,487 40,745	
"	23 路盤工30型	m ²	40,920 54,622	30,251 40,200	13,560 15,916	
"	24 路盤工35型	m ²	46,702 62,236	34,538 45,807	15,098 17,509	
"	25 路盤工40型	m ²	55,560 74,280	41,073 54,665	18,785 22,233	
"	26 碎石舗装	m ²	3,578 4,931	2,640 3,633	2,520 3,480	
"	27 車道路盤先行舗装	m ²	105,676 142,342	78,131 104,749	32,204 37,571	
歩道	28 歩道舗装10型(非透水)	m ²	23,487 31,124	17,367 22,909		B, C 共通
"	29 歩道舗装19型(透水)	m ²	38,062 50,673	28,156 37,287		"
"	30 アスコン3型(非透水)	m ²	8,924 11,553	6,600 8,498		"

道路掘さく復旧費徴収単価表

上段 ･･････ 甚間単価
下段 ････ ･･ 夜間単価

歩 車 道 別	工 種	単 位	徴収単価(円)			摘要
			A	B	C	
歩道	3 1 アスコン4型(透水)	m ²	9,611 12,622	7,102 9,284		B, C 共通
〃	3 2 コンクリート平板舗装	m ²	52,178 64,113	38,585 47,182		〃
〃	3 3 インターロッキング舗装(非透水)	m ²	47,913 59,476	33,818 41,913		〃
〃	3 4 インターロッキング舗装(透水)	m ²	57,524 72,185	40,920 51,273		〃
〃	3 5 乗入れ舗装30型(セメコン)	m ²	73,713 104,640	54,502 77,007		〃
〃	3 6 乗入れ舗装40型(セメコン)	m ²	90,262 127,625	66,742 93,916		〃
〃	3 7 セメコン15型(乗入れ)	m ²	20,400 31,244	15,087 22,996		〃
〃	3 8 セメコン20型(乗入れ)	m ²	25,276 38,869	18,687 28,604		〃
〃	3 9 乗入れ舗装35型(アスコン)	m ²	73,887 99,753	54,622 73,418		〃
〃	4 0 乗入れ舗装50型(アスコン)	m ²	106,156 140,662	78,491 103,516		〃
〃	4 1 アスコン5型(乗入れ)	m ²	11,029 13,647	8,149 10,047		〃
〃	4 2 アスコン15型(乗入れ)	m ²	26,105 31,833	19,298 23,422		〃
〃	4 3 乗入れ舗装30型 (インターロッキング)	m ²	79,396 103,265	57,011 74,051		〃
〃	4 4 乗入れ舗装35型 (インターロッキング)	m ²	85,211 110,902	61,320 79,680		〃
〃	4 5 歩道路盤先行仮舗装	m ²	38,171 50,640	28,222 37,276		〃
その他	4 6 街きよ	m	111,207 138,600	82,222 102,000	65,378 78,142	
〃	4 7 L形・U形側溝	m	68,684 94,167	50,782 69,305		B, C 共通
〃	4 8 歩道止石	m	44,891 62,836	33,196 46,233		〃
〃	4 9 境石	m	31,102 43,865	23,007 32,280		〃
〃	5 0 横樹帯縁石	m	33,753 46,265	24,960 34,047		〃
〃	5 1 中央帯縁石	m	70,865 99,273	52,396 73,058	42,644 58,953	
〃	5 2 区画線	m	1,265 1,604	938 1,178		B, C 共通

備考(1) 利用にあたっての注意事項

- 1 挖削復旧工事にあたっては道路占用工事要綱によることとし、道路掘さく復旧工事監督事務費の徴収対象範囲は、掘削部分及びK d部分とする。
- 2 道路掘削復旧工事監督事務費の額は、道路の機能を原状に回復し得る工種により、掘削復旧面積、掘削復旧延長にそれぞれ本表の単価を乗じて得た額とする。なお、施工数量の端数処理は、幅(小数点第2位)×延長(小数点第1位)=面積を小数点第2位まで表示(小数位以下3位は四捨五入)とする。
- 3 徴収単価の適用区分は、工種毎に定める単位により掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い次に定めるところによる。
なお、街きょ用集水ます、L形側溝用集水ます、U形側溝用集水ます及び歩道植樹帶縁石(端部)の徴収単価適用区分は、それぞれ設置する街きょ、L形側溝、U形側溝及び歩道縁石(直線部)の掘削復旧延長による。
A: 挖削復旧面積が20平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が20メートルまでのもの
B: 挖削復旧面積が20平方メートルを超え500平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が20メートルを超え500メートルまでのもの
C: 挖削復旧面積が500平方メートルを超えるもの又は掘削復旧延長が500メートルを超えるもの
- 4 挖削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種の掘削復旧面積又は掘削復旧延長によるものとする。
- 5 昼夜連続施工の場合の道路掘削復旧工事監督事務費の単価は、それぞれ昼間単価に夜間単価を加えた額の1/2とする。
- 6 この徴収単価表によることが困難なものについては、別途算出した単価による。
- 7 道路掘削復旧工事監督事務費の徴収単価は、道路掘削復旧工事費の6パーセント相当額(10円未満四捨五入)をもって算出したものである。

(2) 道路掘削復旧費の算出について

- 1 道路管理者が受託復旧を行う際の道路掘削復旧費については、別途算出することとする。
- 2 道路掘削復旧費は、別途算出した工事費に消費税及び地方消費税を加算し、これに監督事務費として工事費の10パーセント相当額(10円未満四捨五入)を加えた額(1円未満は切り捨て)とする。
道路掘削復旧費=工事費×(1+消費税及び地方消費税の税率)+監督事務費

※工事費とは東京都建設局発行の道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価内訳表に示されている工事費単価を指す。

◎江東区告示第402号

平成21年6月19日江東区告示第147号
(禁煙重点地区の指定について)の一部を次のように改正する。

令和7年10月1日

江東区長 大久保 朋 果

1 改正内容

表を次のように改める。

名称	範囲	指定年月日
森下駅周辺禁煙重点地区	都営地下鉄新宿線森下駅及び都営地下鉄大江戸線森下駅の出入口から概ね10メートル（別図1のとおり）	平成21年7月1日
清澄白河駅周辺禁煙重点地区	東京メトロ半蔵門線清澄白河駅及び都営地下鉄大江戸線清澄白河駅の出入口から概ね10メートル（別図2のとおり）	平成21年7月1日
門前仲町駅周辺禁煙重点地区	東京メトロ東西線門前仲町駅及び都営地下鉄大江戸線門前仲町駅の出入口周辺（別図3のとおり）	平成21年7月1日
豊洲駅周辺禁煙重点地区	東京メトロ有楽町線豊洲駅の出入口周辺（別図4のとおり）	平成21年7月1日
住吉駅周辺禁煙重点地区	東京メトロ半蔵門線住吉駅及び都営地下鉄新宿線住吉駅の出入口から概ね10メートル（別図5のとおり）	平成21年7月1日
木場駅周辺禁煙重点地区	東京メトロ東西線木場駅の出入口から概ね10メートル（別図6のとおり）	平成21年7月1日
東陽町駅周辺禁煙重点地区	東京メトロ東西線東陽町駅の出入口周辺（別図7のとおり）	平成21年7月1日
亀戸駅周辺禁煙重点地区	JR総武線亀戸駅及び東武亀戸線亀戸駅の出入口周辺（別図8のとおり）	平成21年7月1日
南砂町駅周辺禁煙重点地区	東京メトロ東西線南砂町駅の出入口周辺（別図9のとおり）	平成21年7月1日
新木場駅周辺禁煙重点地区	JR京葉線新木場駅、東京メトロ有楽町線新木場駅及び東京臨海高速鉄道新木場駅の出入口から概ね10メートル以内（別図10のとおり）	平成21年7月1日

別図4を次のように改める。

〔別図4〕



別図9を次のように改める。

〔別図9〕



2 変更期日
令和7年10月1日

◎江東区告示第405号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第23条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則(昭和39年3月江東区規則第13号)第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和7年10月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名
名称 アソビュー株式会社
事務所所在地 東京都品川区大崎一丁目11-2ゲートシティ大崎イーストタワー8F
代表者 代表取締役 山野 智久
- 2 指定年月日
令和7年10月1日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入
ふるさと納税寄附金

◎江東区告示第406号

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により、令和7年度高齢者インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症予防接種について下記のとおり公告する。

令和7年10月1日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 定期予防接種の種類
 - ① 高齢者インフルエンザウイルスワクチン
 - ② 新型コロナウイルスワクチン
- 2 接種対象者及び負担費用
 - (1) 江東区内に居住する者で、下表の接種対象者の欄に掲げるもの

接種対象者	自己負担額
ア 予防接種日当日65歳以上である者	2,500円
イ 区が必要と認める以下に掲げる事項に該当する予防接種日当日60歳~64歳である者 心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)疾患のある障害者手帳1級の者	
ウ 上記に該当し、かつ、生活保護法による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特	免除

定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者

エ 令和8年3月31日現在満75歳以上である者

- (2) 他区(江東区を除く22区)に居住する者で、(1)の表に該当するもの(負担額については他区の規定に準じる。)

3 実施期間

- ① 高齢者インフルエンザ
令和7年10月1日から令和8年1月31日まで

- ② 新型コロナウイルス
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

4 場所

別表に掲げる実施医療機関

5 実施方法

公益社団法人江東区医師会に委託して、個別接種を実施する。

6 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

- (4) 上記に該当する者のほか、医師が予防接種を受けることが不適当だと判断した者

7 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

別紙 秋開始定期予防接種医療機関

1 高齢者インフルエンザ

愛和病院	東砂 4-20-2
あおばクリニック	森下 2-20-12 フォーレドサンテ 2F
あかね記念クリニック	大島 7-38-15
赤羽根医院	東砂 2-11-27
アクアメディカルクリニック	亀戸 3-14-4
浅川クリニック	森下 3-20-6
浅川医院	木場 6-9-8
あさ美皮フ科亀戸駅前	亀戸 6-57-20 Fujisaki Kameido 東口ビル 3F
あそか病院	住吉 1-18-1
荒木医院	北砂 2-14-17
有明みんなクリニック有明ガーデン院	有明 2-1-7 有明ガーデン 1F
アリオ北砂内科・小児科	北砂 2-17-1 アリオ北砂 3F
いいじまホームクリニック	亀戸 1-13-12-703
イースト血液内科クリニック	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 5F 南
石橋耳鼻咽喉科クリニック	猿江 2-16-5 住吉メディカルモール 4F
石原クリニック	豊洲 5-5-1-108 シエルコート 1F
稻見内科医院	大島 5-8-1
いのうえ整形外科	大島 5-32-5
うえまつ整形外科クリニック	猿江 2-16-5 住吉メディカルモール 2F
植田医院	南砂 4-7-23
ウエノ整形外科	亀戸 3-50-3

ウェルネス木場公園クリニック	平野 3-2-13
魚住総合クリニック	永代 2-34-10
永代クリニック	永代 2-37-22
M'sクリニックもんなか	富岡 2-2-6 プロスペア一門前仲町 202
扇橋診療所	三好 4-7-10-102
大井医院	古石場 1-13-19 パークハイムはま 1F
大江戸江東クリニック	木場 6-4-16 バウムプラツ 201
大久保クリニック	豊洲 2-5-3 パークシティ豊洲C棟医療モール 1階
大島医院	大島 4-8-14
大島駅前クリニック	大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 1F
大島耳鼻咽喉科・アレルギー科	大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 4F
大島小児科医院	大島 8-5-2 N&Hビル
おおぞら太陽クリニック	北砂 6-1-4
大手町さくらクリニック in 豊洲	豊洲 3-2-20 豊洲フロント 2F
おかみやウィメンズクリニック門前仲町	富岡 1-25-5 メディカルビル門前仲町 7階
岡村耳鼻咽喉科医院	北砂 2-13-12
おかもとこどもクリニック	南砂 2-32-5 センタービレッジ南砂 2F
おくむら医院	南砂 2-6-3 サンライズ東陽 2F
小野内科診療所	大島 1-33-15 小野ビル 1F
オビ内科クリニック	潮見 2-1-10
かおり皮ふ科クリニック	大島 4-12-6 林ビル 1F
笠井小児クリニック	大島 9-5-1 コアシティ東大島 103

葛西橋診療所	東砂 5-3-4
かしわぎクリニック	東雲 1-9-21 東雲キャナルコート CODAN6 街区 102
金子クリニック	東砂 8-19-13
かぶき内科	南砂 3-8-10
鎌上医院	東砂 4-9-2
亀戸ウイメンズクリニック	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 4階
亀戸駅前いそむらクリニック	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 6F
亀戸駅前クリニック	亀戸 5-1-6 マークス亀戸 101
亀戸駅前胃と大腸の消化器内視鏡内科クリニック江東区院	亀戸 5-1-2
亀戸キッズクリニック	亀戸 2-42-5 亀戸クリニックファーム 2F
亀戸耳鼻咽喉科・アレルギー科	亀戸 5-3-2 サンタモニカ亀戸 2F
かめいど腎臓内科クリニック	亀戸 2-25-14 京阪亀戸ビル 3F
亀戸水神森クリニック	亀戸 6-57-20 亀戸東口駅前ビル 2F
亀戸内科クリニック	亀戸 2-26-8 風月堂ビル 1F
亀戸内視鏡・胃腸内科クリニック	亀戸 2-36-12 エスプリ亀戸 4F
亀戸畠山クリニック	亀戸 2-42-5 亀戸クリニックファーム 4F
河口内科眼科クリニック	白河 3-1-3
かわの皮膚科	大島 6-30-14
神原医院	北砂 7-3-17
北砂クリニック	北砂 2-14-20
北原診療所	北砂 5-16-1
キノメディッククリニック豊洲	豊洲 1-2-8 プレール・ロヴェ豊洲 14階

木場小児科	東陽 3-5-5 ラウクティビルディング 4F
木場整形外科	東陽 3-3-6 前川ビル 3F
木場たかはし耳鼻咽喉科	木場 1-4-3 MEFULL 木場 4F
木場内科外科内視鏡クリニック	木場 1-4-3 MEFULL 木場 3F
木場病院	木場 5-8-7
木場よしの消化器クリニック	東陽 3-3-9 メディカルモール木場 3F
キャップスクリニック東雲	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル 4F
協和メディカルクリニック	北砂 2-15-40
清澄ケアクリニック	清澄 3-10-16
清澄女性泌尿器科クリニック	白河 1-6-2 清澄白河メディカルプリッジ 2F
清澄白河ファミリークリニック	白河 3-4-3-205
清澄内科	清澄 3-6-9
くらしケアクリニック城東	亀戸 6-28-2 ドゥーエ亀戸 1F
クリニックコスモス	亀戸 6-2-3 田辺ビル 5F
クリニック東陽町	東陽 2-4-26 飯田ビル 2階
けいこ豊洲こどもクリニック	豊洲 2-5-3 パークシティ豊洲コート C棟 1F
恵仁クリニック	東砂 2-5-7 2F
コアシティ東大島クリニック	大島 9-5-1 コアシティ東大島 104
神津クリニック	豊洲 3-2-3 豊洲キューピックガーデン 1F
江東ありま胃腸肛門内視鏡クリニック 門前仲町院	富岡 1-4-10 リバーハイツ門前仲町 2F
江東診療所	大島 1-36-5 江東ビル 2F
江東豊洲はるそらクリニック	豊洲 4-10-18 プライヴブルー東京 1F

江東病院	大島 6-8-5
江東病院附属在宅診療所	大島 5-7-5 ヤマキビル大島 5 F
江東リハビリテーション病院	北砂 2-15-15
河野外科	亀戸 4-17-8
こどもクリニックさとう	東陽 2-4-29-2F
こどもみらい大島クリニック	大島 6-1-4-102
こどもみらい富岡クリニック	富岡 2-9-11 Tokyo Monnaka Village 6F
五の橋こどもクリニック	亀戸 6-14-3
五の橋タワークリニック	大島 2-33-10 ブラウドタワー亀戸 1 F
小林クリニック	大島 4-1-6-105
小林整形外科医院	大島 5-46-4 小林ビル 2 F
小林内科クリニック	扇橋 2-17-5
こはる在宅クリニック	大島 1-30-4 L-TOWER1F
五味皮フ科	北砂 5-20-8 E区画
さがみ外科胃腸科クリニック	大島 9-5-1 コアシティ東大島 106
さくらハートクリニック	東陽 4-5-15 東陽町サンキビル 3 F
佐竹クリニック	大島 7-38-30 ダイエー東大島店 2 F
さるえこどもクリニック	猿江 1-18-18
サルスクリニック有明	有明 2-1-7 有明ガーデン 1 F
澤井クリニック	豊洲 5-2-10 沢真ビル 3 F
サワイメディカルクリニック	北砂 6-27-17
しおかぜクリニック	亀戸 6-2-3 田辺ビル 4 F

潮見駅前内科クリニック	潮見 2-7-1 1F
しののめメディカルクリニック	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル4F
東雲クリニック	東雲 1-8-17
しののめ耳鼻科クリニック	東雲 1-9-16 1F
しののめ内科クリニック	東雲 1-9-10 イオン東雲ショッピングセンター2F
篠宮クリニック	森下 1-5-10 篠宮ビル2F
寿康会診療所	南砂 7-13-5
寿康会病院	北砂 2-1-22
順天堂東京江東高齢者医療センター	新砂 3-3-20
城東クリニック	扇橋 3-5-7 リバーサイド奥村1F
城東南砂医院	南砂 7-1-25 南砂公園ガーデニア 209
昭和医科大学江東豊洲病院	豊洲 5-1-38
昭和医科大学豊洲クリニック	豊洲 5-5-1 豊洲シェルダワー3F
しらかわ耳鼻咽喉科クリニック	白河 3-4-3-202
水神クリニック	亀戸 4-18-4 亀戸メディカルビル3・4F
スガノ脳神経外科クリニック	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル4F
杉本整形外科クリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル6F
鈴木病院	塩浜 2-7-3
鈴木医院	南砂 1-9-9
鈴木クリニック	木場 2-19-2 H・R・Hビル3F
鈴木リハビリテーション病院	枝川 3-8-13
砂町あんず皮フ科	北砂 4-9-10

砂町眼科	北砂 3-1-1 フタミビル2F
砂町銀座はた耳鼻咽喉科	北砂 5-7-2
砂町診療所	東砂 5-12-20
スマイルクリニック西大島	大島 1-29-4 アルテシモコルソ 101
住吉内科消化器内科クリニック	猿江 2-16-5 住吉メディカルモール3F
清湘会記念病院	亀戸 2-17-24
せき耳鼻咽喉科医院	東砂 7-19-13 ベルコモン南砂 302
千石はやし内科クリニック	千石 2-10-6
そえだクリニック	大島 1-1-5 メガカムバトクローバー橋2F
園ペインクリニック	亀戸 7-64-3
ソライロ在宅クリニック	東砂 3-25-3
第二服部医院	東陽 3-5-5
大陽ビルクリニック	東陽 3-23-6 大陽ビル102
タウンセンタークリニック	東陽 2-3-16-116
たかすな内科胃腸内科クリニック	東雲 1-9-22 東雲キャナルコート内 103
竹内小児科医院	扇橋 2-1-3
たけし在宅クリニック	福住 1-17-8 東亜門前仲町ビル5F
田尻整形外科	東砂 4-22-1
たち内科小児科クリニック	北砂 5-20-8
橋クリニック	枝川 1-6-20
辰巳中央診療所	辰巳 1-9-49-102
タムス総合クリニック東陽町駅前	東陽 3-27-17 長谷川ビル3階

タムスファミリークリニック豊洲	豊洲 2-2-1 アーバンドックららぽーと豊洲 34階
ツインタワーすみとしクリニック	住吉 1-19-1 ツインタワーすみとし住吉館 204号
天神通りクリニック	亀戸 3-46-2 キャッスルプラザ亀戸101
東京有明医療大学附属クリニック	有明 2-9-1
東京イースト21クリニック	東陽 6-3-2 イースト21モール 2F
東京東雲整形外科	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル4F
東京城東病院	亀戸 9-13-1
東京ツナクリニック	住吉 2-10-12 本宮ビル2階
東京Dタワーhosptial	豊洲 6-4-20 Dタワー豊洲1・3～5F
東京都立東部療育センター	新砂 3-3-25
東京ファッショントウンビルクリニック	有明 3-6-11 TFTビル東館3F
東峯婦人クリニック	木場 5-3-10
東陽整形外科クリニック	東陽 4-8-22 TSKビル2F
東陽町耳鼻咽喉科・アレルギー科	千石 2-10-6
東陽町南砂みやけ内科	南砂 2-32-5 センタービレッジ南砂2F
東陽パークサイドクリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル4F
東陽町はぐくみファミリークリニック	東陽 4-10-8 杉船ビル6F
東龍堂鈴木医院	三好 3-8-4
とがし住吉内科循環器クリニック	千石 2-8-10 リオベルジュ
とのうち耳鼻咽喉科クリニック	東陽 2-3-1 イトーピア東陽町マンション2F
とみおか医院	富岡 1-26-20 2F
豊島医院	亀戸 8-8-8

豊洲医院	豊洲 4-7-1
豊洲寺沢クリニック	豊洲 2-5-3 1F
とよす内科クリニック	豊洲 4-2-2 豊南堂ビル2F
豊洲ベイサイド内科外科	豊洲 5-6-29 パークホームズ豊洲ザレジデンス1F
豊洲みんなクリニック豊洲院	豊洲 5-5-25
豊村医院 耳鼻咽喉科	亀戸 2-28-16 2F
豊村医院 耳鼻咽喉科音声・聴覚メディカルケア	亀戸 5-15-1
トビレック山口整形外科クリニック	南砂 6-7-15 トビレックザウ西館3F
永岡医院	東砂 6-7-5
永岡クリニック	大島 5-51-10-101
中澤医院	南砂 6-8-14
中沢内科	森下 4-11-5 東和第2ビル2F
永田医院	東陽 3-18-4
中の橋クリニック	大島 7-7-1
なかむら整形外科	高橋 14-3 盛市ビル4F
なないろハートクリニック	東雲 2-1-22 キャッスルビル東雲5・6F
西大島駅と亀戸駅の間のいわぶち内科と泌尿器科のクリニック	大島 3-4-3 タワーレジデンス西大島2F
日健クリニック	亀戸 6-56-15 ビジョナリーIV 3F
野木村医院	森下 4-9-12
野崎クリニック	門前仲町 2-11-8
のずえ小児科	東雲 1-9-11-102
パークイーストクリニック清澄白河	白河 1-6-2 清澄白河メディカルブリッジ3F

服部医院	東陽 3-1-7
林内科クリニック	大島 3-14-17 江口ビル 302
はる内科・呼吸器内科 門前仲町院	富岡 1-25-5 メディカルビル門前仲町5・6階
ピーハッピークリニック	大島 7-1-18 1F
東大島メディカルクリニック	大島 8-42-7 サンピアット東大島 2F
ひまわり眼科いちかわ医院	東陽 4-6-17 TSビル 3F
びやじま内科医院・大島駅前	大島 5-36-7 白石ビル 2F
ひらの亀戸ひまわり診療所	亀戸 7-10-1 Zビル 2F
ひろた医院	深川 1-5-3 2F
深川ギャザリアクリニック	木場 1-5-25 深川LEGARE棟 4F
深川ギャザリア青空こどもクリニック	木場 1-5-25 深川LEGARE棟 3F
深川クリニック	三好 2-15-10
深川耳鼻咽喉科	深川 1-5-8 深川ユニハイツ 2F
深川立川病院	扇橋 2-2-3
深川安江クリニック	深川 2-14-11
福井クリニック	猿江 2-6-11
藤川クリニック	木場 5-3-7 東寿会ビル 6F
藤川内科・呼吸器内科クリニック	大島 4-6-21 西大島ビューハイツ 101
藤崎病院	南砂 1-25-11
フジテレビ湾岸スタジオビル診療所	青海2-3-23 フジテレビ湾岸スタジオビル1F
船山内科	富岡 1-13-14 リブリ・ヴィラクリヤマⅡ 1F
ふるたに医院	清澄 3-4-11 サイネックスビル 2F

平和記念医院	平野 2-11-5 2F
ベビースマイルレディースクリニック有明	有明 2-1-8 有明ガーデン 4F
星医院	大島 7-36-4
本田医院	住吉 2-11-1
正井診療所	海辺 12-11
まつもとメディカルクリニック	大島 5-7-5 ヤマキビル大島 4F
までのこうじクリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル 2F
まるやま皮膚科クリニック	東砂 7-19-13 ベルコモン南砂 301
水谷皮フ科クリニック 清澄白河院	白河 1-6-2 清澄白河メディカルブリッジ 5,6 階
みつ葉クリニック	東陽 4-6-1 三共商会ビル 6F
みつはたペインクリニック	東陽 2-4-26 飯田ビル 3F
南砂町駅前おおさわクリニック	新砂 3-3-53 アルカナール南砂 2F
南砂町駅前皮フ科	新砂 3-1-9
南砂町リウマチ科整形外科	新砂 3-1-9 1F
南砂メディカルクリニック	南砂 2-3-19
南塚内科医院	北砂 4-24-11
みやさか内科医院	塩浜 1-4-3
官方クリニック	大島 6-9-11
みやたけクリニック	東砂 4-23-6
望月内科クリニック	高橋 13-2 ヴィラロイヤル森下 1F
森崎医院	東陽 4-10-2 A Y G 1F
もりした耳鼻咽喉科	森下 2-28-3 森下TMマンション 1F

森下駅前クリニック	森下 1-16-7 太田ビル 1F
森下クリニック内科皮膚科小児科	森下 1-6-9 タカマビル 1F
もりもとリハビリ整形外科	大島 7-38-30 ダイエー東大島店 2F
もんなか整形外科医院	越中島 2-14-10
門前仲町駅前あおき整形外科	門前仲町 1-6-12 門前仲町MAビル 2F
門前仲町内科クリニック	門前仲町 1-6-11 3F
門仲耳鼻咽喉科	門前仲町 1-20-3 3F
柳沢ファミリークリニック	北砂 5-14-3 1F
山之内医院	南砂 6-1-9
友仁病院	亀戸 2-41-1
ゆき耳鼻咽喉科クリニック	塩浜 2-5-23-104
よし耳鼻咽喉科	大島 9-3-16 東大島メトロプラザ
よしだ内科クリニック	住吉 2-5-17 フジハイツ 1F
吉田まゆみ内科	古石場 2-14-1 ウェルタワー深川 204
吉村内科	亀戸 2-42-7
より子マタニティ&レディースクリニック 門前仲町	門前仲町 1-13-13 ベルテ門前仲町 1F
ルビナスこどもクリニック	大島 1-2-2 ザ・ガーデンタワーズサンセットタワー102
六地蔵クリニック	南砂 2-28-7
わかたけクリニック	亀戸 9-34-1-136
渡辺こどもクリニック	森下 2-20-12 フォーレドサンテ 2F
わらび内科ペインクリニック	亀戸 3-2-13

2 新型コロナウイルス

愛和病院	東砂 4-20-2
あおばクリニック	森下 2-20-12 フォーレドサンテ 2F
あかね記念クリニック	大島 7-38-15
赤羽根医院	東砂 2-11-27
アクアメディカルクリニック	亀戸 3-14-4
浅川医院	木場 6-9-8
あそか病院	住吉 1-18-1
荒木医院	北砂 2-14-17
アリオ北砂内科・小児科	北砂 2-17-1 アリオ北砂 3F
いいじまホームクリニック	亀戸 1-13-12-703
イースト血液内科クリニック	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 5F 南
稲見内科医院	大島 5-8-1
ウェルネス木場公園クリニック	平野 3-2-13
魚住総合クリニック	永代 2-34-10
永代クリニック	永代 2-37-22
M'sクリニックもんなか	富岡 2-2-6 プロスペア一門前仲町 202
扇橋診療所	三好 4-7-10-102
大井医院	古石場 1-13-19 パークハイムはま 1F
大江戸江東クリニック	木場 6-4-16 バウムプラツ 201
大島医院	大島 4-8-14
大島耳鼻咽喉科・アレルギー科	大島 5-10-10 セントラルプラザ大島 4F

大島小児科医院	大島 8-5-2 N&Hビル
おおぞら太陽クリニック	北砂 6-1-4
大手町さくらクリニック in 豊洲	豊洲 3-2-20 豊洲フロント 2 F
おくむら医院	南砂 2-6-3 サンライズ東陽 2 F
小野内科診療所	大島 1-33-15 小野ビル 1 F
オビ内科クリニック	潮見 2-1-10
笠井小児クリニック	大島 9-5-1 コアシティ東大島 103
葛西橋診療所	東砂 5-3-4
かしわぎクリニック	東雲 1-9-21 東雲キャナルコート CODAN6 街区 102
かぶき内科	南砂 3-8-10
鎌上医院	東砂 4-9-2
亀戸ウィメンズクリニック	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 4 階
亀戸駅前いそむらクリニック	亀戸 2-21-5 亀戸ファーストスクエア 6 F
亀戸駅前クリニック	亀戸 5-1-6 マークス亀戸 1 0 1
亀戸駅前胃と大腸の消化器内視鏡内科クリニック江東区院	亀戸 5-1-2
亀戸耳鼻咽喉科・アレルギー科	亀戸 5-3-2 サンタモニカ亀戸 2 F
かめいど腎臓内科クリニック	亀戸 2-25-14 京阪亀戸ビル 3 F
亀戸水神森クリニック	亀戸 6-57-20 亀戸東口駅前ビル 2 F
亀戸内科クリニック	亀戸 2-26-8 風月堂ビル 1 F
河口内科眼科クリニック	白河 3-1-3
神原医院	北砂 7-3-17
北原診療所	北砂 5-16-1

キノメディッククリニック豊洲	豊洲1-2-8 プレール・ロヴェ豊洲14階
木場小児科	東陽3-5-5 ラウクティビルディング4F
木場内科外科内視鏡クリニック	木場1-4-3 MEFULL木場3F
木場病院	木場5-8-7
木場よしの消化器クリニック	東陽3-3-9 メディカルモール木場3F
協和メディカルクリニック	北砂2-15-40
清澄ケアクリニック	清澄3-10-16
清澄白河ファミリークリニック	白河3-4-3-205
清澄内科	清澄3-6-9
くらしケアクリニック城東	亀戸6-28-2 ドゥーエ亀戸1F
クリニックコスモス	亀戸6-2-3 田辺ビル5F
クリニック東陽町	東陽2-4-26 飯田ビル2階
恵仁クリニック	東砂2-5-7 2F
江東診療所	大島1-36-5 江東ビル2F
江東豊洲はるそらクリニック	豊洲4-10-18 ブライヴブルー東京1F
江東病院	大島6-8-5
江東病院附属在宅診療所	大島5-7-5 ヤマキビル大島5F
江東リハビリテーション病院	北砂2-15-15
河野外科	亀戸4-17-8
こどもみらい大島クリニック	大島6-1-4-102
こどもみらい富岡クリニック	富岡2-9-11 Tokyo Monnaka Village 6F
五の橋こどもクリニック	亀戸6-14-3

五の橋タワークリニック	大島 2-33-10 ブラウドタワー亀戸 1 F
小林クリニック	大島 4-1-6-105
小林整形外科医院	大島 5-46-4 小林ビル 2 F
小林内科クリニック	扇橋 2-17-5
こはる在宅クリニック	大島 1-30-4 L-TOWER1F
さがみ外科胃腸科クリニック	大島 9-5-1 コアシティ東大島 106
さくらハートクリニック	東陽 4-5-15 東陽町サンキビル 3 F
さるえこどもクリニック	猿江 1-18-18
サルスクリニック有明	有明 2-1-7 有明ガーデン 1 F
澤井クリニック	豊洲 5-2-10 沢真ビル 3 F
サワイメディカルクリニック	北砂 6-27-17
しおかぜクリニック	亀戸 6-2-3 田辺ビル 4 F
潮見駅前内科クリニック	潮見 2-7-1 1 F
しののめメディカルクリニック	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル 4 F
東雲クリニック	東雲 1-8-17
寿康会診療所	南砂 7-13-5
寿康会病院	北砂 2-1-22
順天堂東京江東高齢者医療センター	新砂 3-3-20
城東クリニック	扇橋 3-5-7 リバーサイド奥村 1 F
城東南砂医院	南砂 7-1-25 南砂公園ガーデニア 209
スガノ脳神経外科クリニック	東雲 1-5-19 AIP25 豊洲ビル 4 F
杉本整形外科クリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル 6 F

鈴木医院	南砂 1-9-9
鈴木クリニック	木場 2-19-2 H・R・Hビル3F
鈴木リハビリテーション病院	枝川 3-8-13
砂町診療所	東砂 5-12-20
スマイルクリニック西大島	大島 1-29-4 アルテシモコルソ 101
住吉内科消化器内科クリニック	猿江 2-16-5 住吉メディカルモール3F
清湘会記念病院	亀戸 2-17-24
千石はやし内科クリニック	千石 2-10-6
そえだクリニック	大島 1-1-5 メディカルポートクローバー橋2F
園ベインクリニック	亀戸 7-64-3
ソライロ在宅クリニック	東砂 3-25-3
第二服部医院	東陽 3-5-5
大陽ビルクリニック	東陽 3-23-6 大陽ビル 102
タウンセンタークリニック	東陽 2-3-16-116
たかすな内科胃腸内科クリニック	東雲 1-9-22 東雲キャナルコート内 103
竹内小児科医院	扇橋 2-1-3
たけし在宅クリニック	福住 1-17-8 東亜門前仲町ビル5F
田尻整形外科	東砂 4-22-1
たち内科小児科クリニック	北砂 5-20-8
橋クリニック	枝川 1-6-20
辰巳中央診療所	辰巳 1-9-49-102
タムス総合クリニック東陽町駅前	東陽 3-27-17 長谷川ビル3階

タムスファミリークリニック豊洲	豊洲 2-2-1 アーバンドックららぽーと豊洲 3・4階
天神通りクリニック	亀戸 3-46-2 キャッスルプラザ亀戸 101
東京イースト21クリニック	東陽 6-3-2 イースト21モール 2F
東京城東病院	亀戸 9-13-1
東京ツナクリニック	住吉 2-10-12 本宮ビル2階
東京Dタワーhosptial	豊洲 6-4-20 Dタワー豊洲 1・3~5F
東京都立東部療育センター	新砂 3-3-25
東陽町耳鼻咽喉科・アレルギー科	千石 2-10-6
東陽町南砂みやけ内科	南砂 2-32-5 センタービレッジ南砂 2F
東陽パークサイドクリニック	東陽 3-27-32 玉河ビル 4F
東龍堂鈴木医院	三好 3-8-4
とがし住吉内科循環器クリニック	千石 2-8-10 リオベルジュ
とのうち耳鼻咽喉科クリニック	東陽 2-3-1 イトーピア東陽町マンション 2F
とみおか医院	富岡 1-26-20 2F
豊島医院	亀戸 8-8-8
豊洲医院	豊洲 4-7-1
豊洲寺沢クリニック	豊洲 2-5-3 1F
とよす内科クリニック	豊洲 4-2-2 豊南堂ビル 2F
豊洲ペイサイド内科外科	豊洲 5-6-29 パークホームズ豊洲ザレジデンス 1F
トピレック山口整形外科クリニック	南砂 6-7-15 トピレックアリーナ西館 3F
永岡医院	東砂 6-7-5
永岡クリニック	大島 5-51-10-101

中澤医院	南砂 6-8-14
中沢内科	森下 4-11-5 東和第2ビル2F
永田医院	東陽 3-18-4
中の橋クリニック	大島 7-7-1
なないろハートクリニック	東雲 2-1-22 キャッスルビル東雲5・6F
西大島駅と亀戸駅の間のいわぶち内科と泌尿器科のクリニック	大島 3-4-3 タワーレジデンス西大島2F
野木村医院	森下 4-9-12
パークイーストクリニック清澄白河	白河 1-6-2 清澄白河メディカルブリッジ3F
服部医院	東陽 3-1-7
林内科クリニック	大島 3-14-17 江口ビル302
はる内科・呼吸器内科 門前仲町院	富岡 1-25-5 メディカルビル門前仲町5・6階
ピーハッピークリニック	大島 7-1-18 1F
東大島メディカルクリニック	大島 8-42-7 サンピアット東大島2F
びやじま内科医院・大島駅前	大島 5-36-7 白石ビル2F
ひらの亀戸ひまわり診療所	亀戸 7-10-1 Zビル2F
ひろた医院	深川 1-5-3 2F
深川ギャザリアクリニック	木場 1-5-25 深川LEGARE棟4F
深川ギャザリア青空こどもクリニック	木場 1-5-25 深川LEGARE棟3F
深川クリニック	三好 2-15-10
深川立川病院	扇橋 2-2-3
深川安江クリニック	深川 2-14-11
福井クリニック	猿江 2-6-11

藤川クリニック	木場5-3-7 東寿会ビル6F
藤川内科・呼吸器内科クリニック	大島4-6-21 西大島ビューハイツ101
藤崎病院	南砂1-25-11
船山内科	富岡1-13-14 リブリ・ヴィラクリヤマII 1F
ふるたに医院	清澄3-4-11 サイネックスビル2F
平和記念医院	平野2-11-5 2F
本田医院	住吉2-11-1
正井診療所	海辺12-11
まつもとメディカルクリニック	大島5-7-5 ヤマキビル大島4F
までのこうじクリニック	東陽3-27-32 玉河ビル2F
まるやま皮膚科クリニック	東砂7-19-13 ベルコモン南砂301
水谷皮フ科クリニック 清澄白河院	白河1-6-2 清澄白河メディカルブリッジ5,6階
みつ葉クリニック	東陽4-6-1 三共商会ビル6F
南砂町駅前おおさわクリニック	新砂3-3-53 アルカナール南砂2F
南砂メディカルクリニック	南砂2-3-19
南塚内科医院	北砂4-24-11
宮方クリニック	大島6-9-11
みやたけクリニック	東砂4-23-6
望月内科クリニック	高橋13-2 ヴィラロイヤル森下1F
森崎医院	東陽4-10-2 AYG1F
もりした耳鼻咽喉科	森下2-28-3 森下TMマンション1F
森下駅前クリニック	森下1-16-7 太田ビル1F

森下クリニック内科皮膚科小児科	森下1-6-9 タカマビル1F
もんなか整形外科医院	越中島2-14-10
門前仲町内科クリニック	門前仲町1-6-11 3F
門仲耳鼻咽喉科	門前仲町1-20-3 3F
柳沢ファミリークリニック	北砂5-14-3 1F
山之内医院	南砂6-1-9
吉田まゆみ内科	古石場2-14-1 ウェルタワー深川204
吉村内科	亀戸2-42-7
ルビナスこどもクリニック	大島1-2-2 ザ・ガーデンタワーズサンセントタワー102
わかたけクリニック	亀戸9-34-1-136
渡辺こどもクリニック	森下2-20-12 フォーレドサンテ2F
わらび内科ペインクリニック	亀戸3-2-13

◎江東区告示第410号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第23条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和39年3月江東区規則第13号）第42条の3第2項の規定に基づき告示する。

令和7年10月1日

江東区長 大久保 朋 果

記

1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名

名称 株式会社日本決済情報センター

所在地 東京都港区虎ノ門3-8-27

巴町アネックス2号館5階

代表者 代表取締役社長 村中 健一

2 指定年月日

令和7年10月1日

3 指定の内容

キャッシュレス決済を利用して江東区に納付される証明書発行等の手数料の指定納付受託者

◎江東区告示第411号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和7年10月2日

江東区長 大久保 朋 果

[別紙省略]

◎江東区告示第412号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年10月2日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370806844
- 2 事業所の名称及び所在地
サンライフケア砂町
東京都江東区北砂6-22-4サンフローラハイツ1F
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社サンライフ
東京都江東区東陽5-5-2
代表取締役 上月 伸一
- 4 廃止年月日
令和7年9月30日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第413号

介護保険法第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年10月2日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370807297
- 2 事業所の名称及び所在地
かがやきライフ居宅介護支援事業所
東京都江東区枝川3-8-18
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
社会医療法人社団順江会
東京都江東区大島6-8-5
理事長 黒澤 尚
- 4 指定年月日
令和7年10月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第414号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

り告示する。

令和7年10月3日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370800417
- 2 事業所の名称及び所在地
リカバリー指定居宅介護支援事業所
東京都江東区亀戸6-55-20
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社リカバリー
東京都江東区亀戸6-55-20
代表取締役 佐々木 二朗
- 4 廃止年月日
令和7年9月30日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第415号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年10月3日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370805077
- 2 事業所の名称及び所在地
すまーと
東京都江東区千田14番7号早川ビル1階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
有限会社ヒロ薬品
東京都江東区千田14番7号早川ビル1階
代表取締役 皿澤 宏章
- 4 廃止年月日
令和7年8月31日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第416号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定により下記のとおり告

示する。

令和7年10月3日

江東区長 大久保 朋 純

記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	確認年月日	施設等の種類
学校法人昭和医科大学	昭和医科大学江東豊洲病院病児・病後児保育室	東京都江東区豊洲5-1-38	令和7年4月1日	病児保育事業

区議会

◎区議会議決事項(令和7年第3回定例会)

9月17日から開会した令和7年第3回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

- 1 選任同意(区長提出)
議案第127号 江東区監査委員選任同意方について
豊島成彦
(9月17日同意)
- 2 報告(区長提出)
報告第3号 令和6年度決算に基づく江東区健全化判断比率について
(9月17日報告)
- 3 その他の議決事項等
令和6年度決算審査特別委員会の設置及び委員の選任
令和7年度予算審査特別委員会の設置及び委員の選任
(以上9月17日設置及び選任)